

大分県報

令和七年
第六一六号
六月十三日

（金曜日）

目次

告示

指定予定保安林.....一

○告示

大分県告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和七年六月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

国東市国東町大恩寺字三枚河内二一〇四番三五、二一〇四番五（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和七年六月十三日

大分県報（告示）